



牟岐町

第2期 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
牟岐町

はじめに

急速な少子高齢化の進行による家族形態の変化、就労の多様化、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する社会のなか、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、また子育て中の女性の就業率も高まって保育ニーズの多様化も進んでいます。

このような状況のなか、平成 24 年 8 月には子ども・子育て関連 3 法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められました。これを受けて、本町では、「子ども・子育て支援法」に基づく平成 27 年度からの 5 年間の第 1 期とする「牟岐町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、「子ども達の未来 健やかな成長を願って」を基本理念に掲げ、町民と町とが共に地域を支え合い、誰もが安心して子育てができるようなまちづくりを推進してまいりました。

その間、国では、平成 28 年の「ニッポン一億総活躍プラン」において保育士の処遇改善や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置等を推進しているほか、平成 29 年の「子育て安心プラン」において、令和 2 年度末までに全国の待機児童解消を目指すことを掲げており、令和元年には幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、子育て支援について積極的な取り組みを進めているところです。

子ども・子育てを取り巻く環境が変化していることや、第 2 期の市町村支援事業計画作成にあたっての基本指針の改正等、国の新たな動向や町の実情を踏まえ、この度「第 2 期牟岐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで以上に地域や関係機関が連携しながら社会全体で子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見ご提言をいただきました「牟岐町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「牟岐町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」にご協力いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

牟岐町長 枘富 治

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 1
2. 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向 2
3. 計画の位置づけ 3
4. 計画の策定方法 3
5. 計画期間 4

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口の状況 5
2. 合計特殊出生率の状況 6
3. 未婚率の状況 6
4. 女性の就業率の状況 7
5. 保育サービス等の状況 8
6. 小学校・中学校の状況 8
7. アンケート調査結果 9

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念 25
2. 基本的な視点 25
3. 基本目標 26
4. 施策体系 27

第4章 基本施策の展開

1. 子どもや親の健康の確保 28
2. 食育の推進 30
3. 教育環境の充実 31
4. 職業生活と家庭生活の両立 32
5. 支援が必要な子どもや保護者への取り組みの推進 33
6. 子どもの貧困対策の推進 34

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定 35
2. 子どもの将来推計 35
3. 教育・保育事業の推進 37
4. 地域子ども・子育て支援事業の推進 38
5. 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進 43
6. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保 45
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 45

第6章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携強化 46
2. 計画の周知 46
3. 計画の進行管理 46

資料編

1. 牟岐町子ども・子育て会議設置要綱 47
2. 牟岐町子ども・子育て会議委員名簿 48



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は3年連続で低下し、平成30年で1.42となっています。

さらに、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

また、貧困状態にある家庭の経済状況が子どもの学力や進学に影響し、それが成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態が連鎖してしまうことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

こうした状況の中、国においては、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度が平成27年4月から施行され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されており、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

本計画は、近年の社会潮流や牟岐町の子どもを取り巻く現状、また、前期計画である「牟岐町子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 子ども・子育て支援をめぐる近年の動向

第1期計画策定後の子ども・子育て支援をめぐる主な動向は次のとおりです。

幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、平成30年12月に「幼児教育・高等教育無償化の制度の具現化に向けた方針」によって関係閣僚合意がなされました。

これらに基づき、令和元年5月10日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月より、3歳から5歳児クラスの全ての子どもたち及び住民税非課税世帯の2歳児クラスまでの子どもたちの教育・保育施設の利用料が無償化されました。

子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、国では、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに実施することとされました。また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（平成30年3月30日告示・4月1日施行）が行われました。

新・放課後子ども総合プラン等を踏まえた動き

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿拡大や質の向上を図るため、国では、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定され、女性就業率80%に対応できる30万人分の受け皿整備を令和5年度末までに実施すること、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体型の運営を全国で1万か所以上設置すること、新規開設の80%以上は小学校内の余裕教室を活用することとされました。

児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

国は、すべての児童の健全育成のため、児童虐待の発生予防から自立支援に向けた一連の対策について、さらなる強化を図るため、児童虐待防止法を改正しました。

平成 28 年改正では、児童福祉法の理念が明確化され、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置が求められています。

平成 31 年改正（令和 2 年施行予定）では、子どもの養育に携わる人全般を対象に、しつけ名目での体罰が禁止されます。「体罰」の定義は、今後、指針やガイドラインなどによって、具体的に示される予定です。また、児童相談所の体制強化及び設置推進、関係機関における連携強化等の措置等が求められます。

3. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保するうえで必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

4. 計画の策定方法

本計画を策定するにあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「牟岐町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容に対する意見を求めるとともに、計画策定の基礎資料とすることを目的としたアンケート調査を実施し策定しました。

5. 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて検討し、見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成31 令和元 年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
牟岐町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期 牟岐町子ども・子育て支援事業計画				





第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

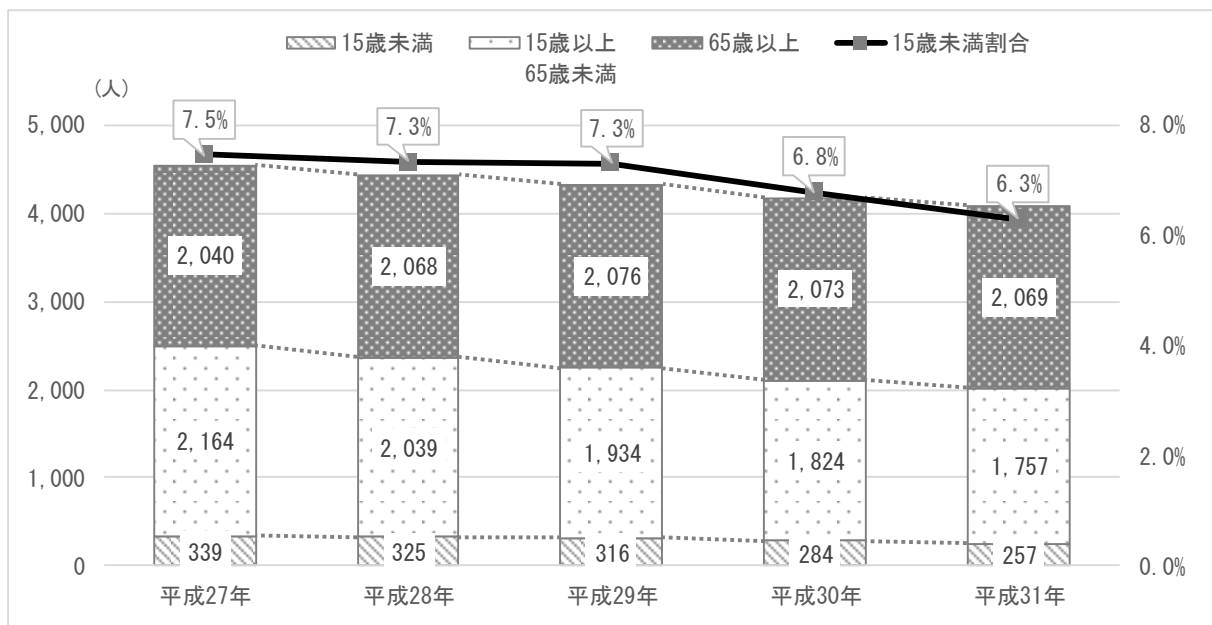
1. 人口の状況

本町の人口は、平成27年以降、減少傾向で推移しています。

年齢別にみると、平成31年4月1日現在の15歳未満は257人となり、人口全体に占める割合は6.3%まで低下しています。

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	(人)	4,543	4,432	4,326	4,181	4,083
15歳未満	(人)	339	325	316	284	257
	(%)	7.5%	7.3%	7.3%	6.8%	6.3%
15歳以上 65歳未満	(人)	2,164	2,039	1,934	1,824	1,757
	(%)	47.6%	46.0%	44.7%	43.6%	43.0%
65歳以上	(人)	2,040	2,068	2,076	2,073	2,069
	(%)	44.9%	46.7%	48.0%	49.6%	50.7%

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



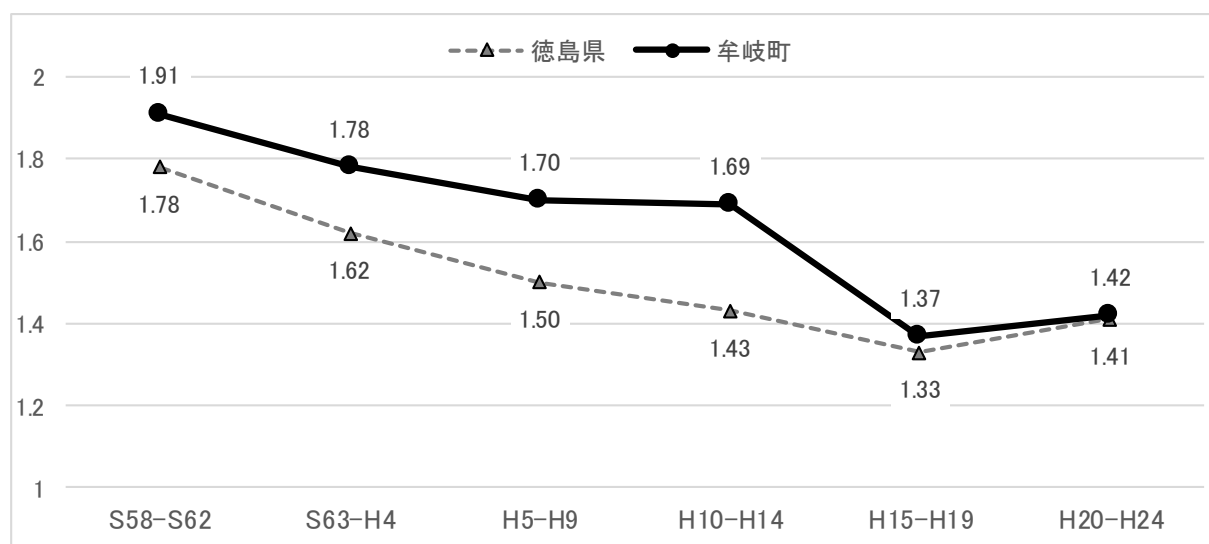
2. 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均となっています。

本町では減少傾向で推移しており、平成20～24年で1.42と徳島県平均とほぼ同率となっています。

	S58-S62	S63-H4	H5-H9	H10-H14	H15-H19	H20-H24
徳島県	1.78	1.62	1.50	1.43	1.33	1.41
牟岐町	1.91	1.78	1.70	1.69	1.37	1.42

出典：厚生労働省（人口動態統計特殊報告）



3. 未婚率の状況

未婚率をみると、女性より男性が高い傾向にあります。

年齢別にみると女性の25～29歳の未婚率が上昇しています。

牟岐町	男性		女性	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
20～24歳	89.4	94.7	85.7	87.9
25～29歳	71.9	82.5	56.1	67.3
30～34歳	57.8	51.5	30.3	33.3
35～39歳	41.9	47.0	23.9	21.3
40～44歳	31.4	39.4	15.5	24.7
45～49歳	29.5	28.4	13.6	15.7

出典：国勢調査

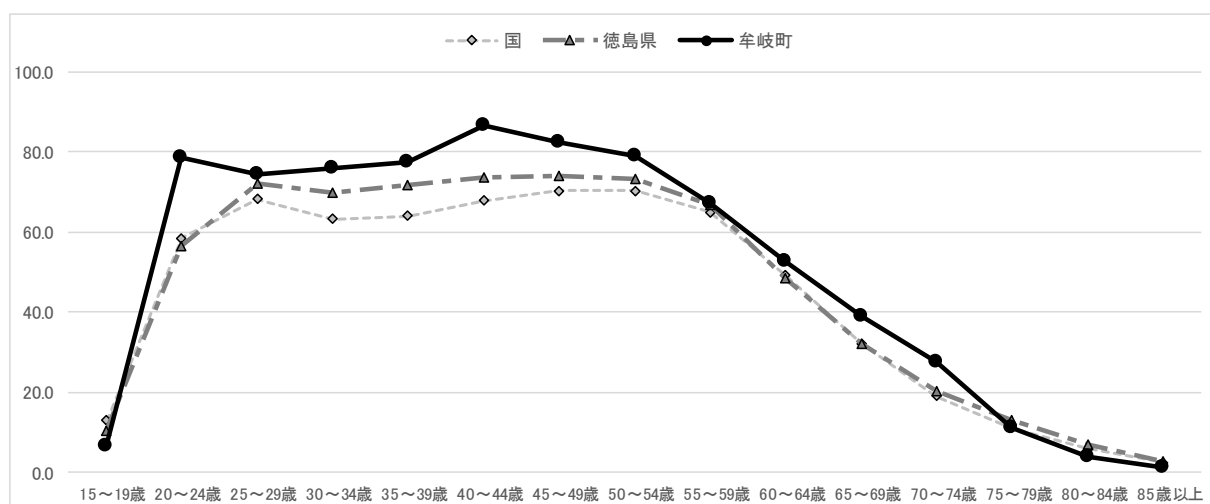
4. 女性の就業率の状況

平成 22 年と比較し、女性の就業率は増加傾向となっています。

また、国及び徳島県と比較し、本町における女性の就業率は高くなっています。

	国	徳島県		牟岐町	
	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年
15～19 歳	12.9	10.3	10.2	3.7	6.5
20～24 歳	58.6	57.3	56.7	61.9	78.8
25～29 歳	68.2	67.8	72.1	68.4	74.5
30～34 歳	63.3	65.4	69.8	75.8	75.9
35～39 歳	64.1	65.9	71.8	83.0	77.7
40～44 歳	67.9	69.0	73.5	82.5	86.5
45～49 歳	70.3	71.7	74.1	74.2	82.4
50～54 歳	70.3	69.6	73.3	79.2	79.0
55～59 歳	65.0	60.5	66.7	66.2	67.4
60～64 歳	49.1	42.1	48.4	51.0	52.6
65～69 歳	32.1	26.5	32.1	34.9	38.9
70～74 歳	18.9	17.9	20.3	19.4	27.7
75～79 歳	10.9	11.4	12.9	7.5	11.0
80～84 歳	5.9	6.6	7.0	4.2	3.7
85 歳以上	2.4	2.6	2.6	－	1.0

出典：国勢調査



5. 保育サービス等の状況

認定こども園 牟岐保育園では、子ども達が木に触れあいながら木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育活動」に取り組んでいます。

名 称	認定こども園 牟岐保育園 (保育を必要とする子どもと、それ以外の子どもを受け入れ 幼稚園的機能を備えた保育所型認定こども園です。)
受入対象児	0歳児～5歳児(8ヶ月～就学前)
定 員	130名
保育時間	通常8:30～16:00 ※教育標準時間認定 8:30～13:30 ※保育時間 7:50～18:00
休 園 日	日曜・祝祭日・年末年始
位 置	牟岐町大字川長字市宇谷2-1
電 話	0884(72)0242

6. 小学校・中学校の状況

認定こども園 牟岐保育園、牟岐小学校、牟岐中学校が市宇ヶ丘に集い、「夢と志を持った逞しい子どもの育成」を目指した、牟岐町保・小・中一貫教育を展開しています。

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
小学校児童数	(人)	147	136	129	113	108
中学校生徒数	(人)	92	89	82	77	63

出典：(各年5月1日現在)

7. アンケート調査結果

本町における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

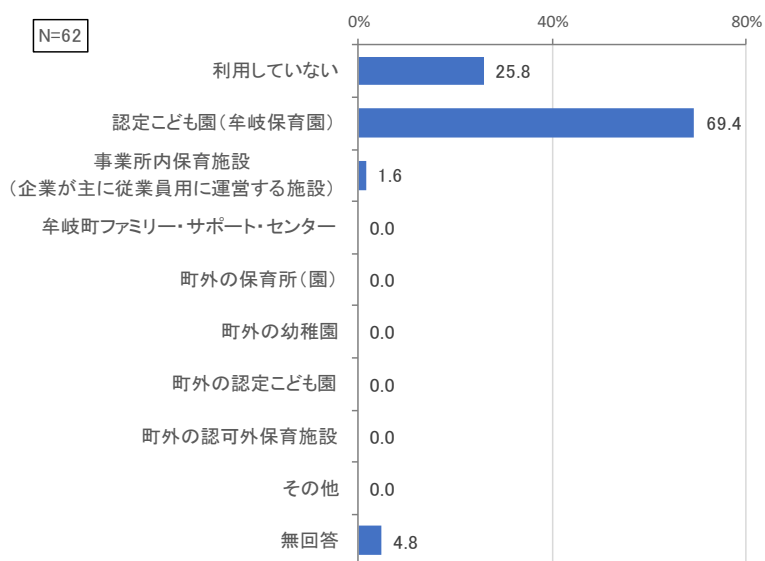
項目	就学前児童用	就学児童用
調査対象者	就学前児童の保護者	就学児童（１～３年）の保護者
標 本 数	76 件	42 件
抽 出 方 法	住民基本台帳及び外国人登録原票による抽出	
調 査 方 法	郵送及び配布	
回 収 数	43 件	26 件
回 収 率	56. 6%	61. 9%
調 査 期 間	平成 31 年 1 月 15 日～平成 31 年 1 月 31 日	

(1) 就学前児童用調査結果

問９ 問１でお答えいただいたお子さんは、現在、平日定期的に利用しているサービスはありますか。

平日定期的に利用しているサービスは、「認定こども園（牟岐保育園）」が 69.4%と多く、「利用していない」が 25.8%、「事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）」1.6%となっています。

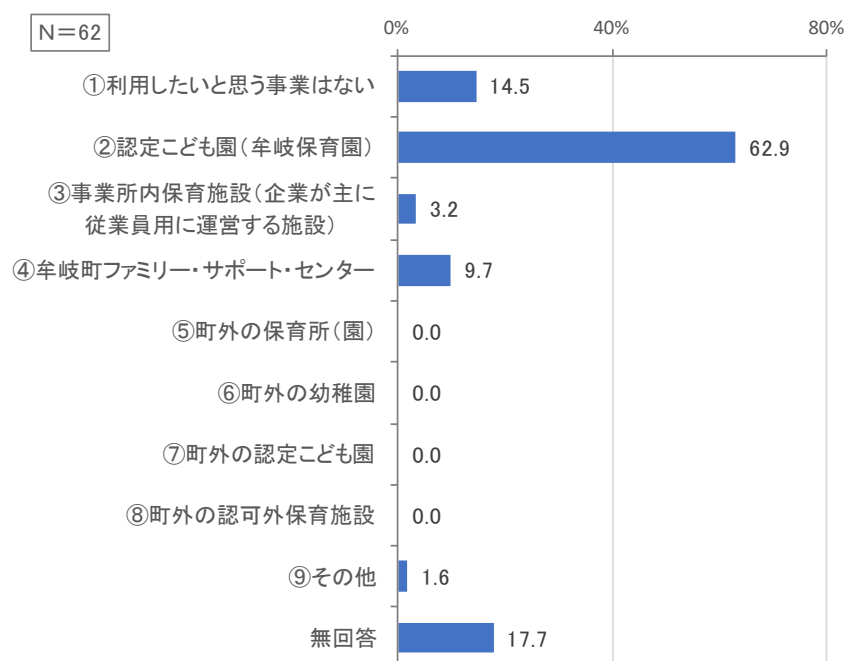
【 平日定期的に利用しているサービス 】



問 10 現在、利用している、利用していないにかかわらず、「定期的に」利用したいと考えるサービスはありますか。

平日に定期的に利用したいサービスは、「②認定こども園（牟岐保育園）」が62.9%と多く、次に「①利用したいと思う事業はない」14.5%、「④牟岐町ファミリー・サポート・センター」9.7%、「③事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）」3.2%と続きます。

【 平日定期的に利用したいサービス 】



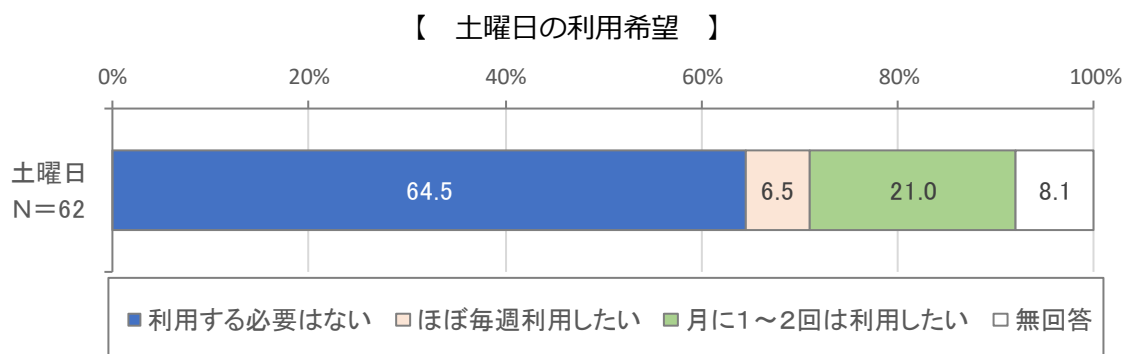
【 年齢別平日定期的に利用したいサービス 】

	全体	子どもの年齢					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	62	5	5	12	12	6	19
利用したいと思う事業はない	9	4	1	1	1	0	2
	14.5	80.0	20.0	8.3	8.3	0.0	10.5
認定こども園(牟岐保育園)	39	1	4	9	8	6	11
	62.9	20.0	80.0	75.0	66.7	100.0	57.9
事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）	2	0	0	0	0	0	2
	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5
牟岐町ファミリー・サポート・センター	6	0	0	1	0	0	5
	9.7	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	26.3
町外の保育所(園)	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
町外の幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
町外の認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
町外の認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	1	0	0	0	1	0	0
	1.6	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0
無回答	11	0	0	2	3	0	3
	17.7	0.0	0.0	16.7	25.0	0.0	15.8

問11 土曜日や日曜日・祝日に、保育園などの利用希望はありますか。

◆ 土曜日（○は1つ）◆

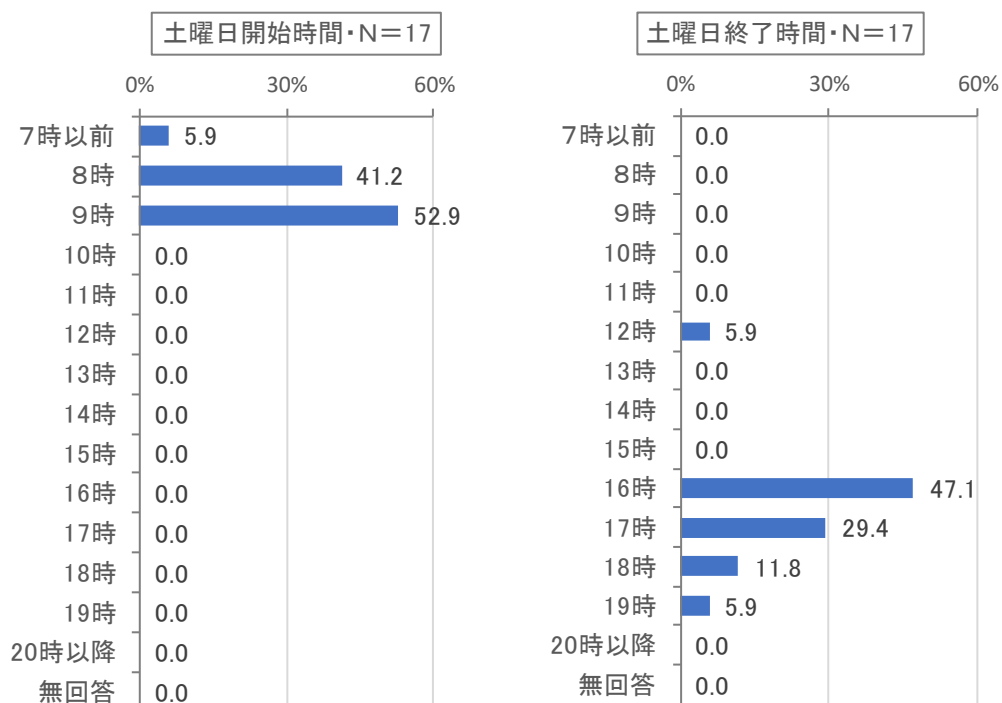
土曜日の利用は、「利用する必要はない」が64.5%と多く、次に「月に1～2回は利用したい」21.0%、「ほぼ毎週利用したい」6.5%です。



開始時間は、「9時」が52.9%、「8時」41.2%、「7時以前」5.9%です。

終了時間は、「16時」が47.1%、「17時」29.4%、「18時」が11.8%、「12時」と「19時」がともに5.9%です。

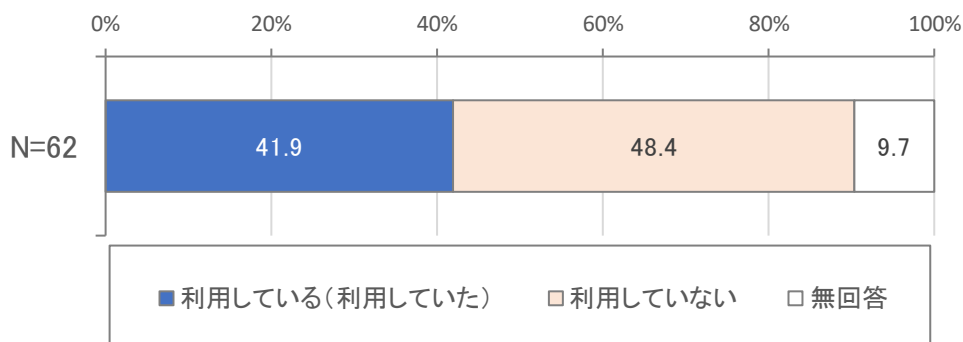
【 土曜日の利用時間 】



問17 お子さんは、現在、牟岐保育園内にある「あそびの広場」（親子が集まって過ごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場）を利用していますか。

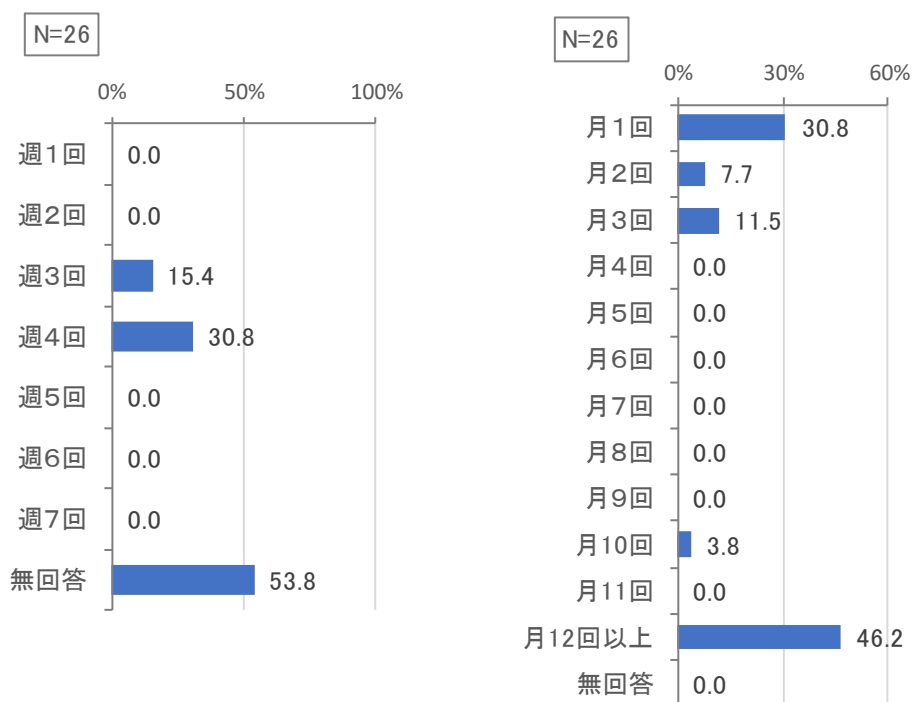
「あそびの広場」の利用は、「利用していない」48.4%、「利用している」41.9%です。

【 あそびの広場の利用状況 】



1 週間の利用回数は、「週 4 回」が 30.8%、「週 3 回」15.4%で、1 ヶ月の回数は「月 1 回」が 30.8%、「月 3 回」11.5%、「月 2 回」7.7%です。

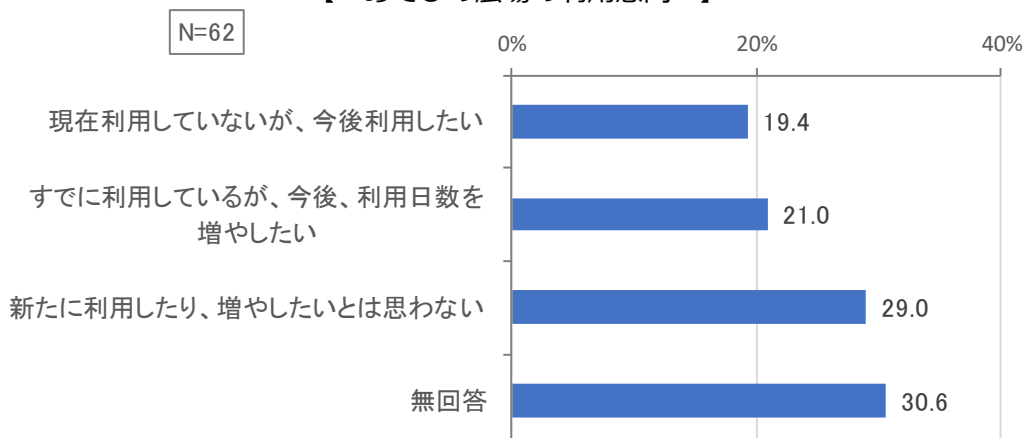
【 あそびの広場の利用回数 】



問 18 問 17 の「あそびの広場」について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。

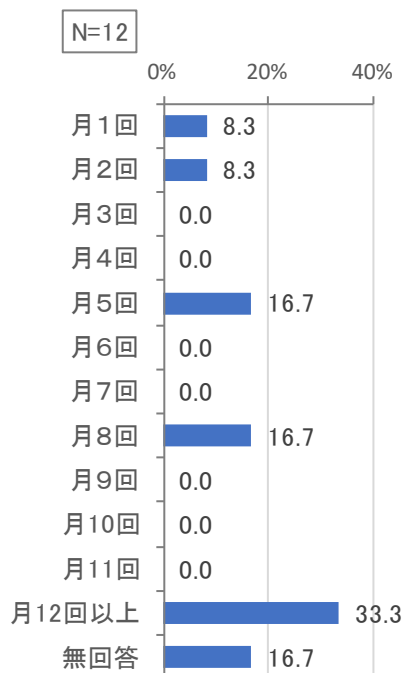
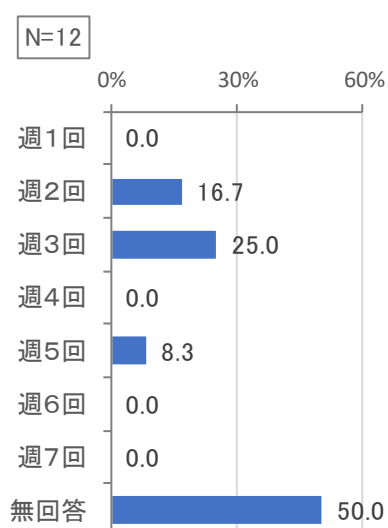
あそびの広場の利用は、「新たに利用したり、増やしたいとは思わない」が 29.0%、次に「すでに利用しているが、今後、利用日数を増やしたい」21.0%、「現在利用していないが、今後利用したい」19.4%です。

【 あそびの広場の利用意向 】



1 週間の利用回数は、「週 3 回」が 25.0%、次に「週 2 回」16.7%で、1 ヶ月の利用回数は、「月 12 回以上」が 33.3%、次に「月 5 回」と「月 8 回」がともに 16.7%、「月 1 回」と「月 2 回」8.3%です。

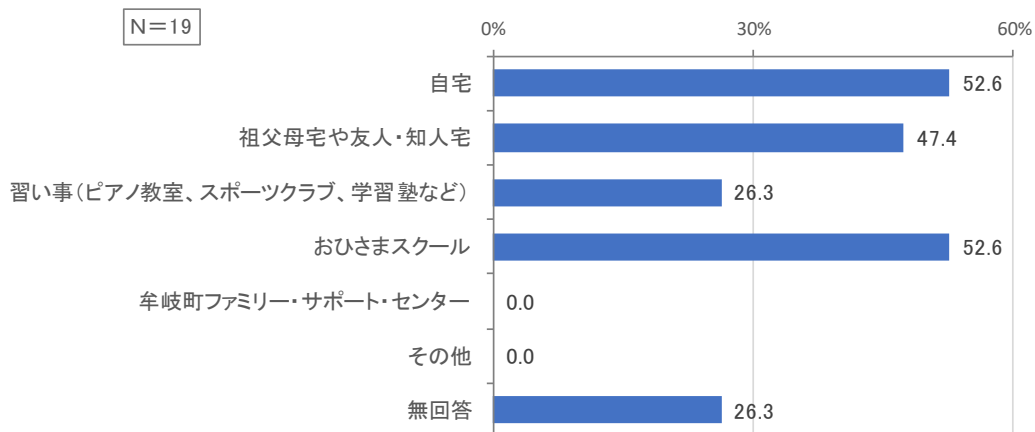
【 あそびの広場の利用希望回数 <利用していないが、今後利用したい> 】



問19 お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（〇はいくつでも）また、それぞれ希望する週当たり日数、「おひさまスクール」の場合には、利用を希望する時間、何年生まで利用したいかについて（ ）内に数字でご記入ください。

放課後の過ごし方は、「自宅」と「おひさまスクール」がともに 52.6%と多く、次に「祖父母宅や友人・知人宅」47.4%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」26.3%です。

【 小学校就学後の放課後の過ごし方（小学校 1～3 年生） 】

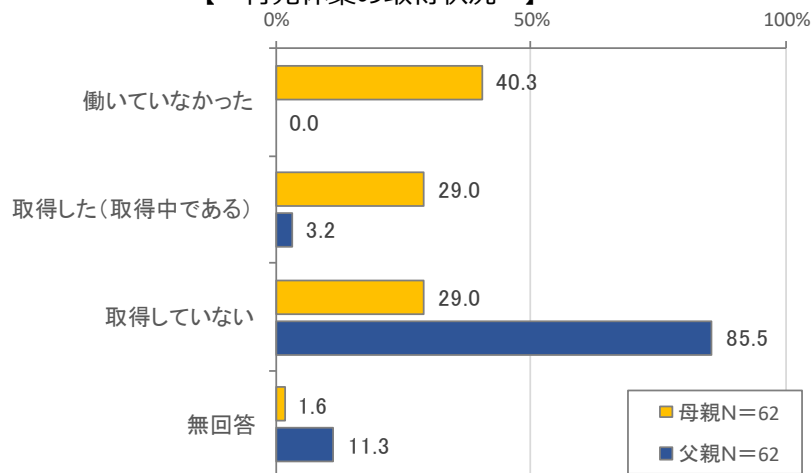


問20 お子さんが生まれた時、育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについてお答えください。また取得しなかった方はその理由についてお答えください。

育児休業の取得は、母親は、「働いていなかった」が 40.3%、次に「取得した（取得中である）」と「取得していない」がともに 29.0%です。

父親は、「取得していない」が 85.5%と多く、次に「取得した（取得中である）」3.2%です。

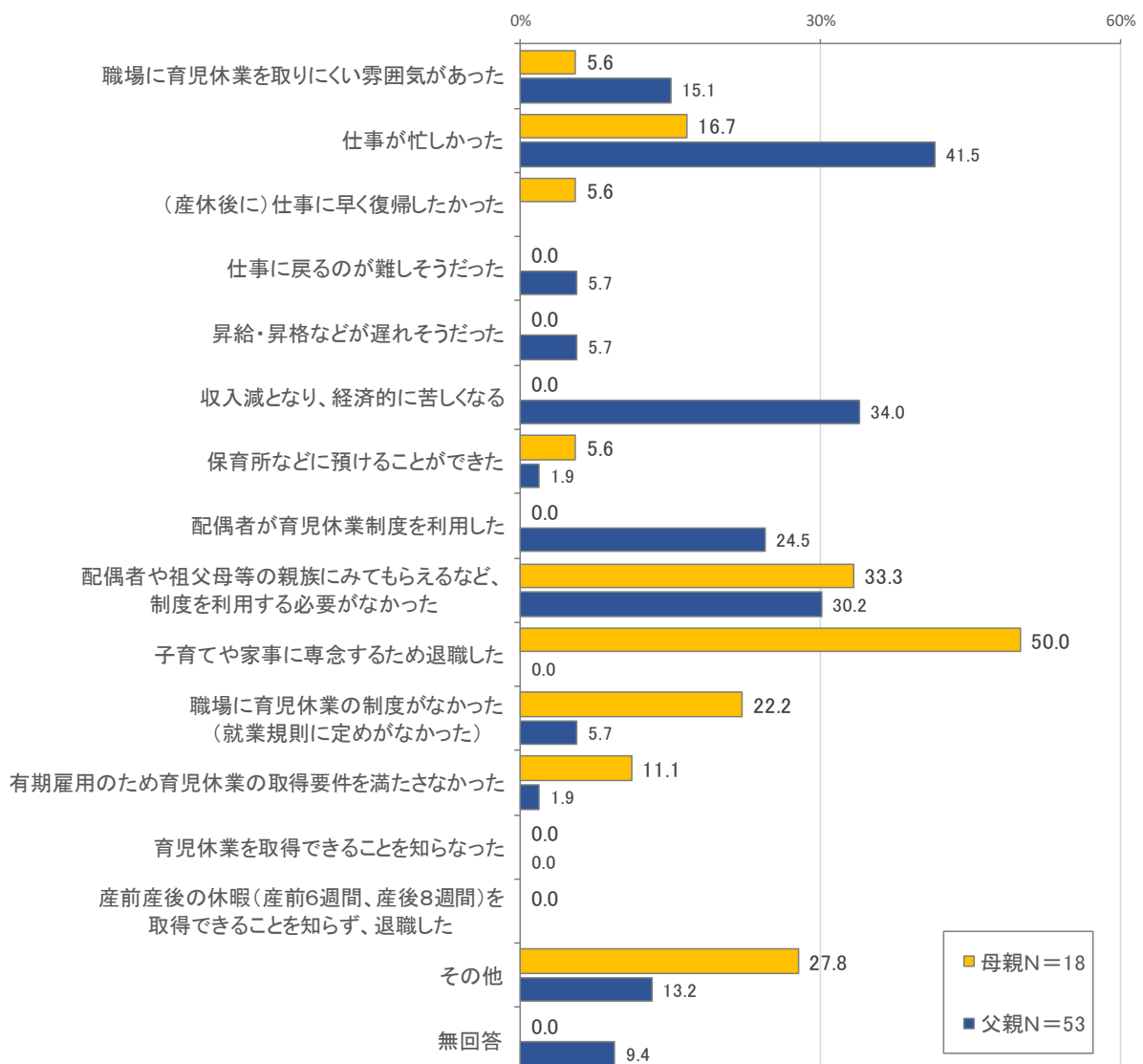
【 育児休業の取得状況 】



育児休業を取得しなかった理由は、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が50.0%と多く、次に「配偶者や祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」33.3%、「その他」27.8%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」22.2%、「仕事が忙しかった」16.7%と続きます。

父親は、「仕事が忙しかった」が41.5%、次に「収入減となり、経済的に苦しくなる」34.0%、「配偶者や祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」30.2%、「配偶者が育児休業制度を利用した」24.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」15.1%と続きます。

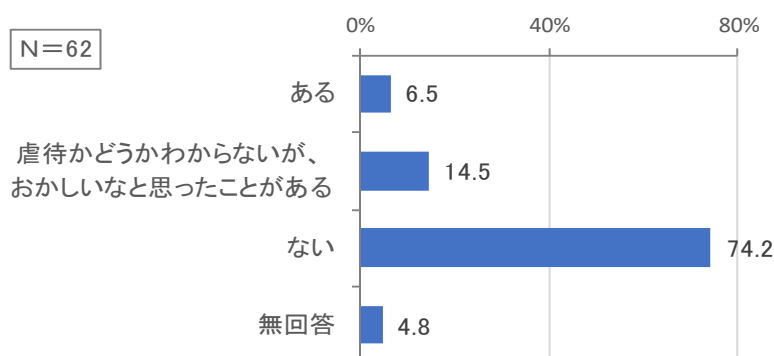
【 育児休業を取得しなかった理由 】



問22 最近、マスメディア等で、児童虐待の問題が多く取り上げられていますが、あなたの身近なところで、子どもへの身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）の事例を見たり聞いたりしたことがありますか。（○は1つ）

虐待の事例を見たり聞いたりしたことは、「ない」が74.2%と多く、次に「虐待かどうか分からないが、おかしいなと思ったことがある」14.5%、「ある」6.5%です。

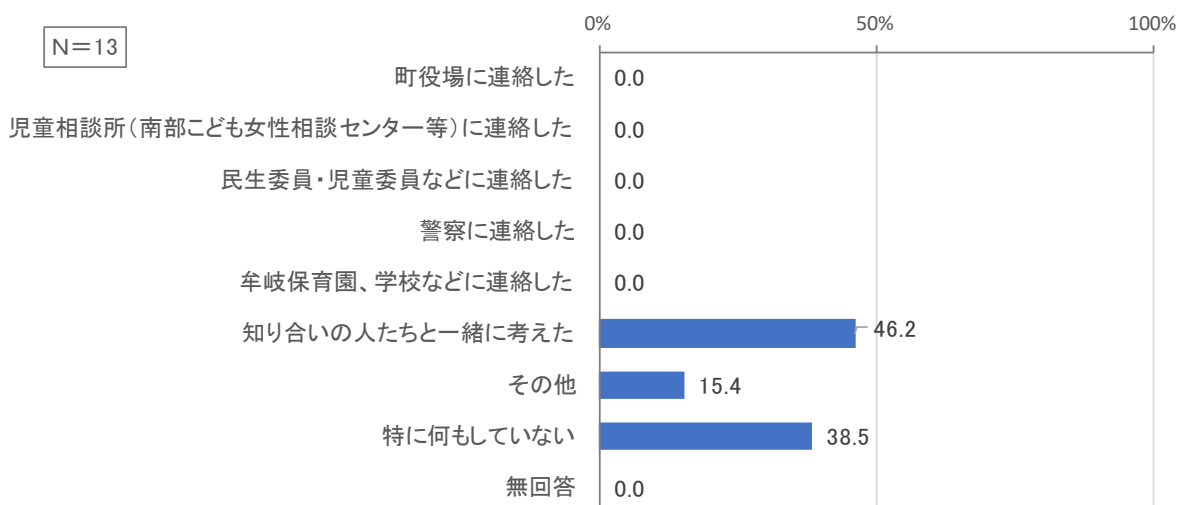
【 虐待の事例を見たり聞いたりしたこと 】



問22-1 その時、どのように対応しましたか。（○はいくつでも）

虐待の事例を見たり聞いたりしたときの対応は、「知り合いの人たちと一緒に考えた」が46.2%、次に「特に何もしていない」38.5%、「その他」15.4%です。

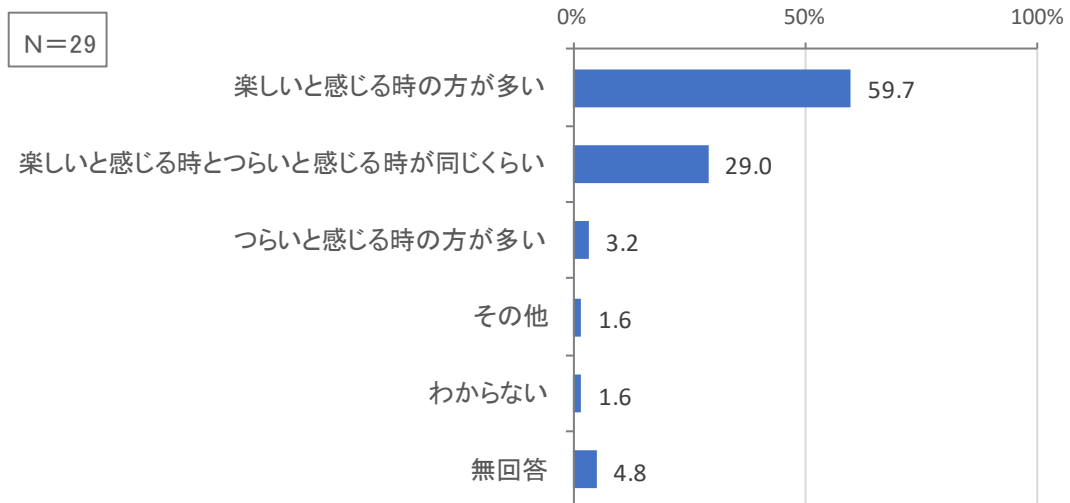
【 虐待の事例を見たり聞いたりしたときの対応 】



問25 子どもを育てることについて、あなたはどのように思いますか。（〇は1つ）

子どもを育てることについて感じることは、「楽しいと感じる時の方が多い」が 59.7%と多く、次に「楽しいと感じる時とつらいと感じる時が同じくらい」29.0%、「つらいと感じる時の方が多い」3.2%と続きます。

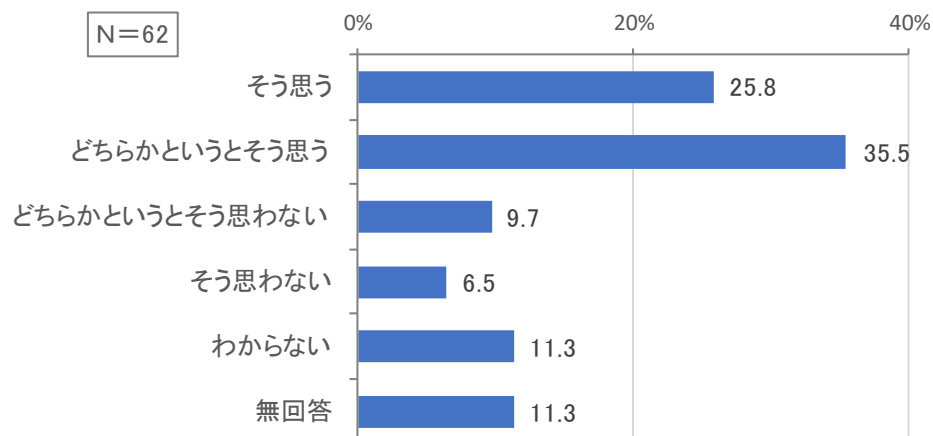
【 子どもを育てることについて感じること 】



問27 自分自身の子育てが地域の人々や社会に支えられていると思いますか。（〇は1つ）

子育てが地域の人や社会に支えられていることは、「どちらかというと思う」が 35.5%、次に「そう思う」25.8%、「わからない」11.3%と続きます。

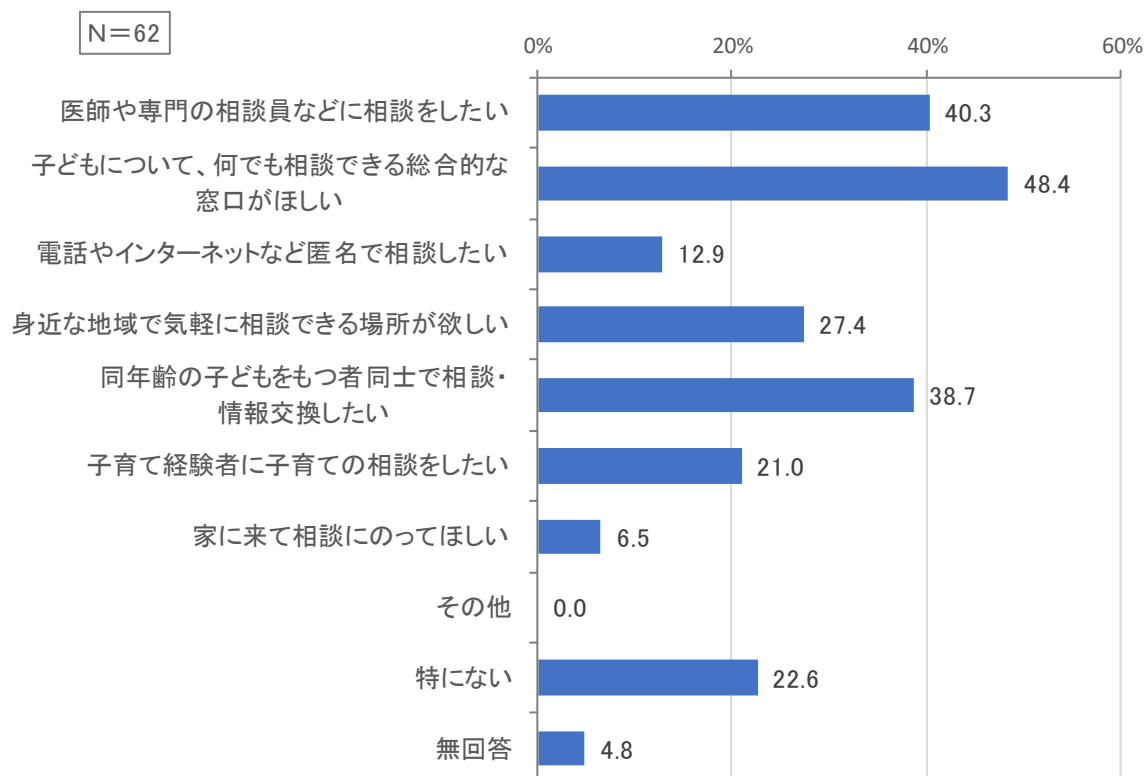
【 子育てが地域の人や社会に支えられていること 】



問 29 今後、子育てについての相談相手、相談場所として希望することは何ですか。
(〇はいくつでも)

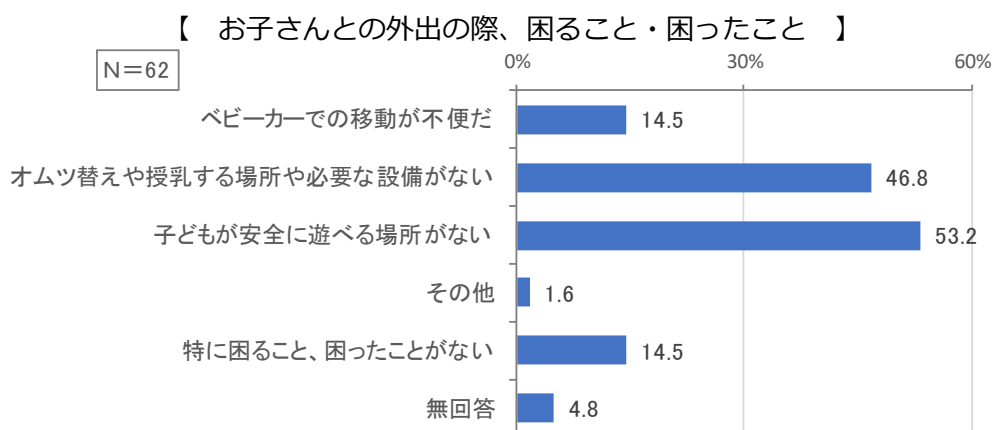
今後、子育てについての相談相手、相談場所の希望は、「子どもについて、何でも相談できる総合的な窓口がほしい」が 48.4%、次に「医師や専門の相談員などに相談をしたい」40.3%、「同年齢の子どもをもつ者同士で相談・情報交換したい」38.7%と続きます。

【 今後、子育てについての相談相手、相談場所の希望 】



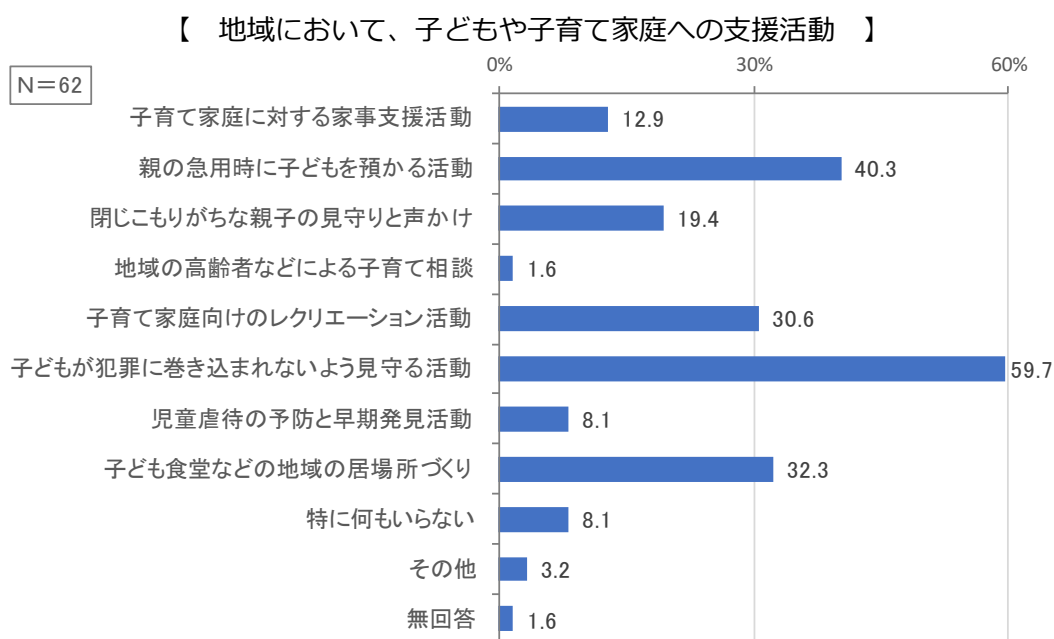
問 30 お子さんとの外出の際、困ること・困ったことは何ですか。（○は2つまで）

お子さんとの外出の際、困ること・困ったことは、「子どもが安全に遊べる場所がない」が53.2%と多く、次に「オムツ替えや授乳する場所や必要な設備がない」46.8%、「ベビーカーでの移動が不便だ」と「特に困ること、困ったことがない」がともに14.5%と続きます。



問31 地域において、子どもや子育て家庭に対してどのような支援活動があればよいと思いますか。（○は3つまで）

地域において、子どもや子育て家庭への支援活動は、「子どもが犯罪に巻き込まれないよう見守る活動」が59.7%と多く、次に「親の急用時に子どもを預かる活動」40.3%、「子ども食堂などの地域の居場所づくり」32.3%、「子育て家庭向けのレクリエーション活動」30.6%と続きます。

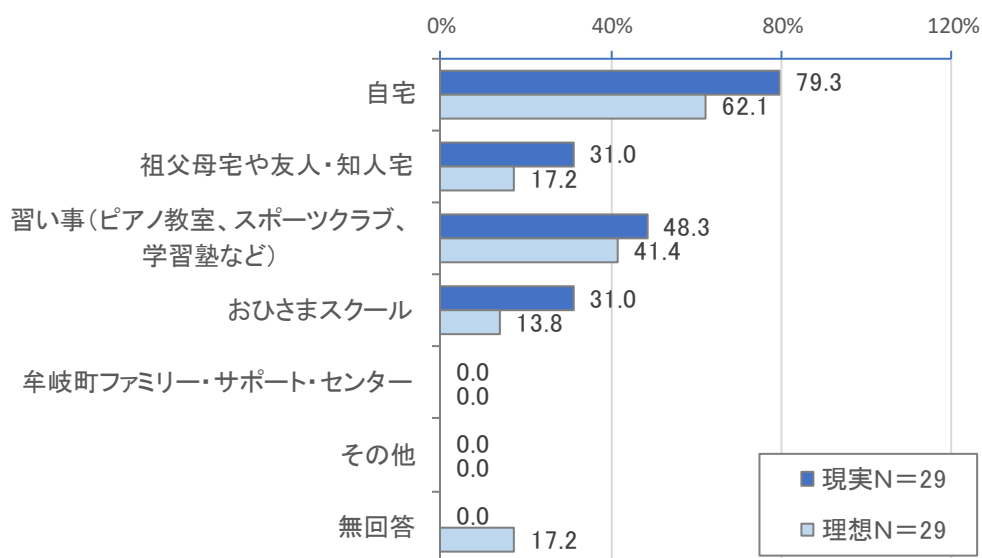


(2) 就学児童用調査結果

問10 お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（〇はいくつでも）また、それぞれ希望する週当たり日数、「おひさまスクール」の場合には、利用を希望する時間、何年生まで利用したいかについて、（ ）内に数字でご記入ください。

放課後を過ごす場所は、現実には「自宅」79.3%、理想は 62.1%と多く、次に「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が現実には 48.3%、理想は 41.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が現実には 31.0%、理想は 17.2%、「おひさまスクール」が現実には 31.0%、理想は 13.8%です。

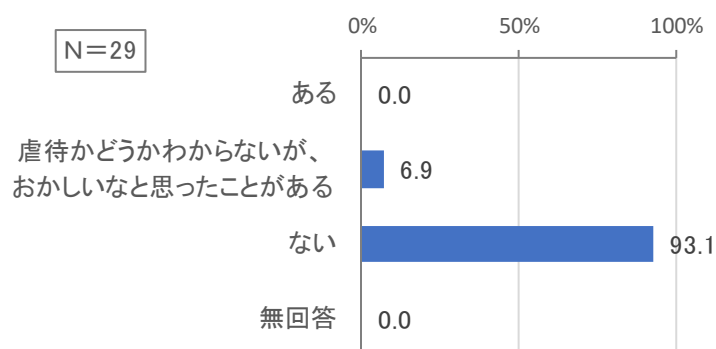
【 放課後過ごす場所の現実と理想 】



問12 最近、マスメディア等で、児童虐待の問題が多く取り上げられていますが、あなたの身近なところで、子どもへの身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）の事例を見たり聞いたりしたことがありますか。（〇は1つ）

虐待の事例を見たり聞いたりしたことは、「ない」が93.1%と多く、次に「虐待かどうか分からないが、おかしいなと思ったことがある」6.9%です。

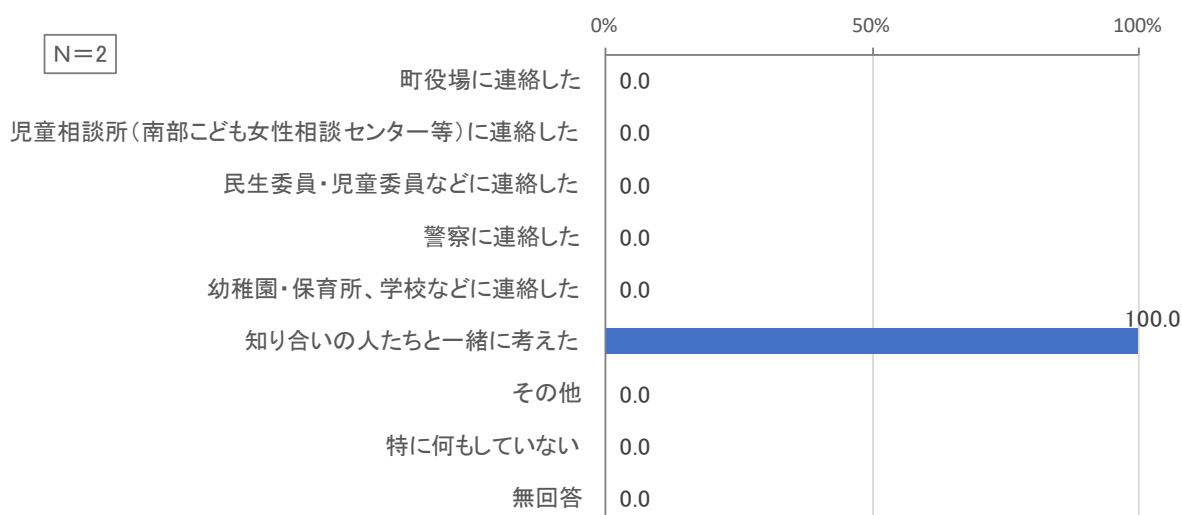
【 虐待の事例を見たり聞いたりしたこと 】



問12-1 その時、どのように対応しましたか。（〇はいくつでも）

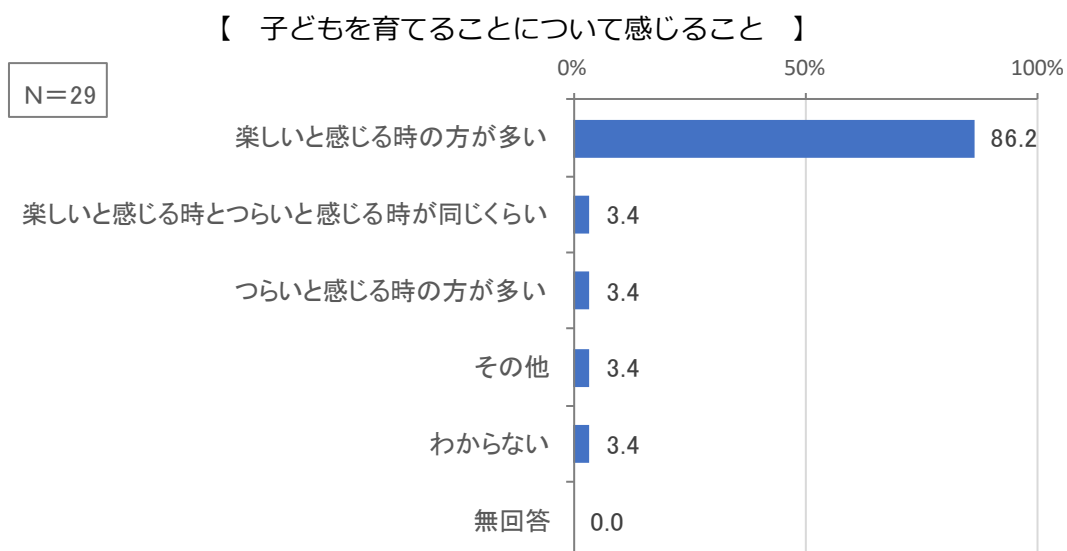
虐待の事例を見たり聞いたりしたときの対応は、「知り合いの人たちと一緒に考えた」が100.0%です。

【 虐待の事例を見たり聞いたりしたときの対応 】



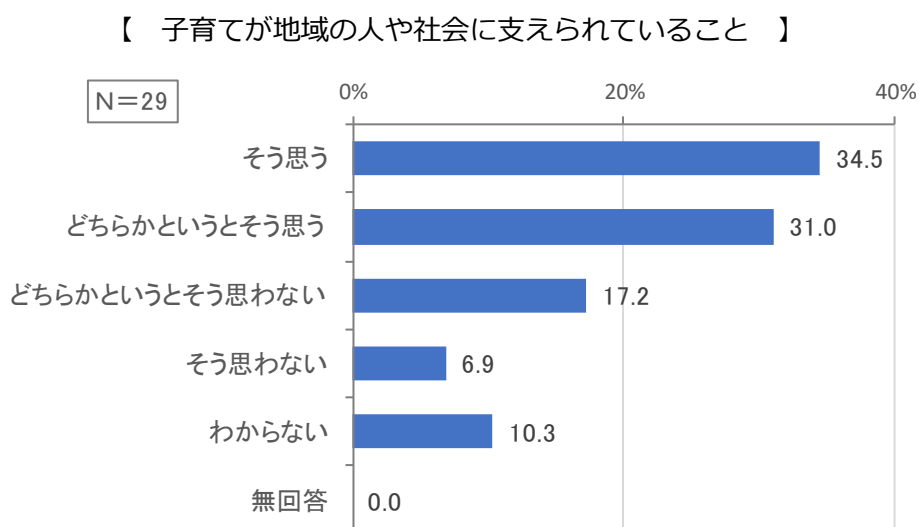
問15 子どもを育てることについて、あなたはどのように思いますか。（〇は1つ）

子どもを育てることについて感じることは、「楽しいと感じる時の方が多い」が86.2%と多く、次に「楽しいと感じる時とつらいと感じる時が同じくらい」と「つらいと感じる時の方が多い」、「その他」、「わからない」がともに3.4%です。



問 17 自分自身の子育てが地域の人々や社会に支えられていると思いますか。（〇は1つ）

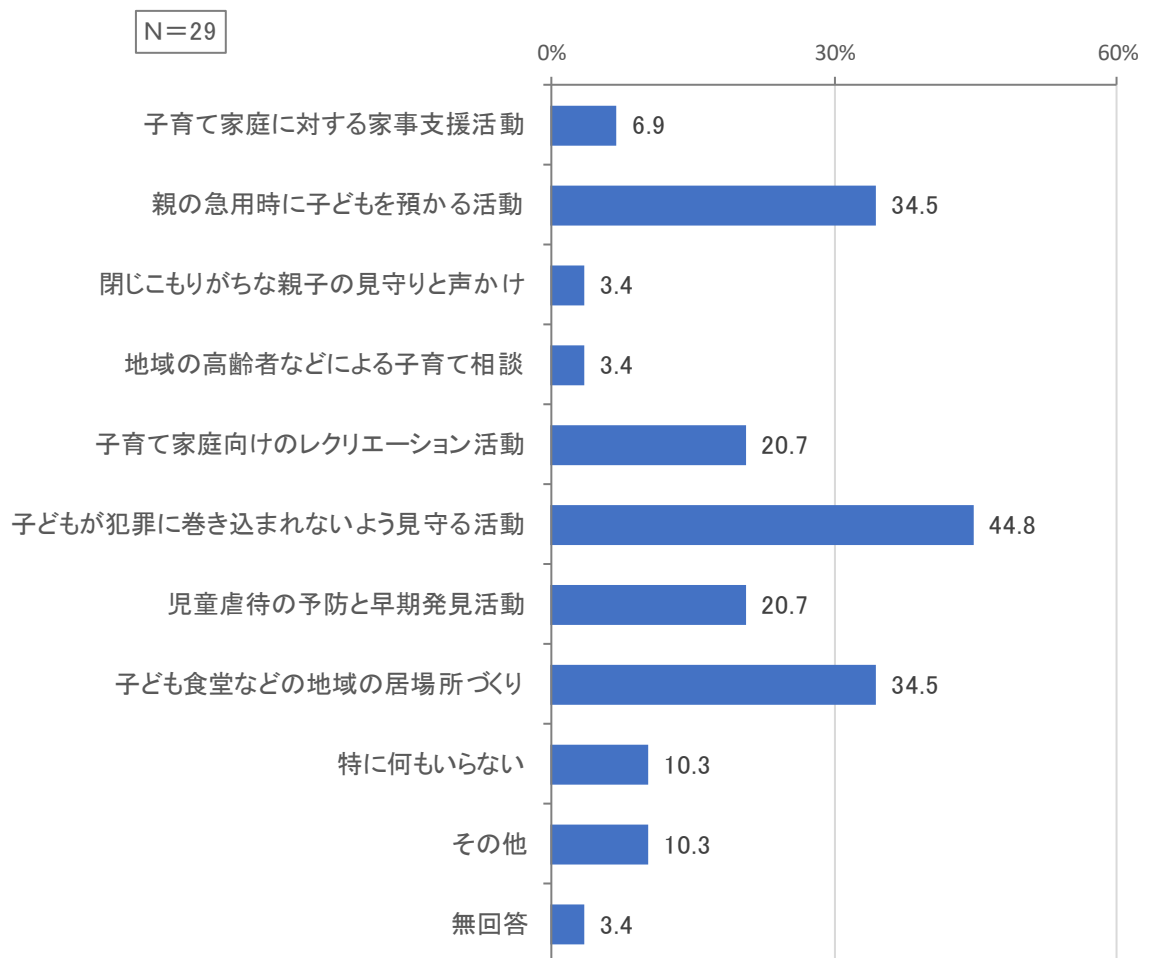
子育てが地域の人や社会に支えられていることは、「そう思う」が34.5%、次に「どちらかというと思う」31.0%、「どちらかというと思わない」17.2%、「わからない」10.3%と続きます。



問20 地域において、子どもや子育て家庭に対してどのような支援活動があればよいと思いますか。（〇は3つまで）

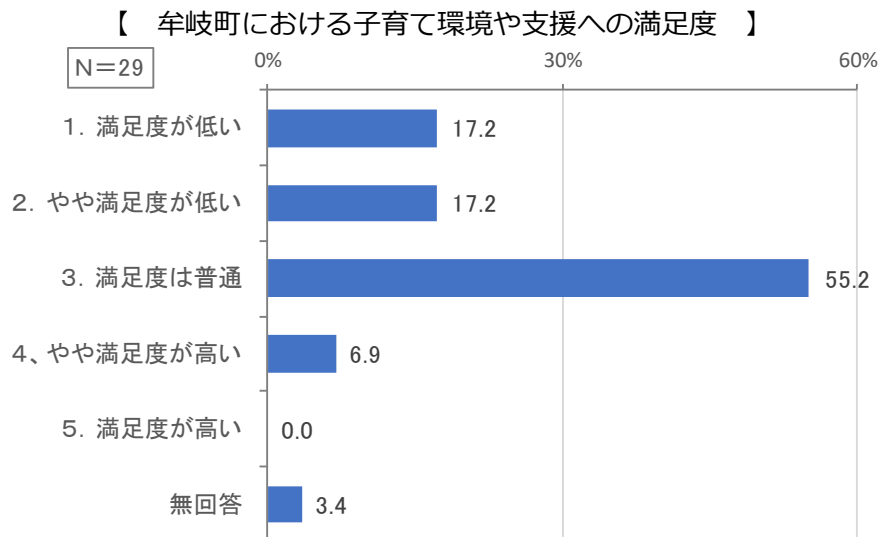
地域において、子どもや子育て家庭への支援活動は、「子どもが犯罪に巻き込まれないよう見守る活動」が44.8%、次に「親の急用時に子どもを預かる活動」と「子ども食堂などの地域の居場所づくり」がともに34.5%、「子育て家庭向けのレクリエーション活動」と「児童虐待の予防と早期発見活動」がともに20.7%と続きます。

【 地域において、子どもや子育て家庭への支援活動 】



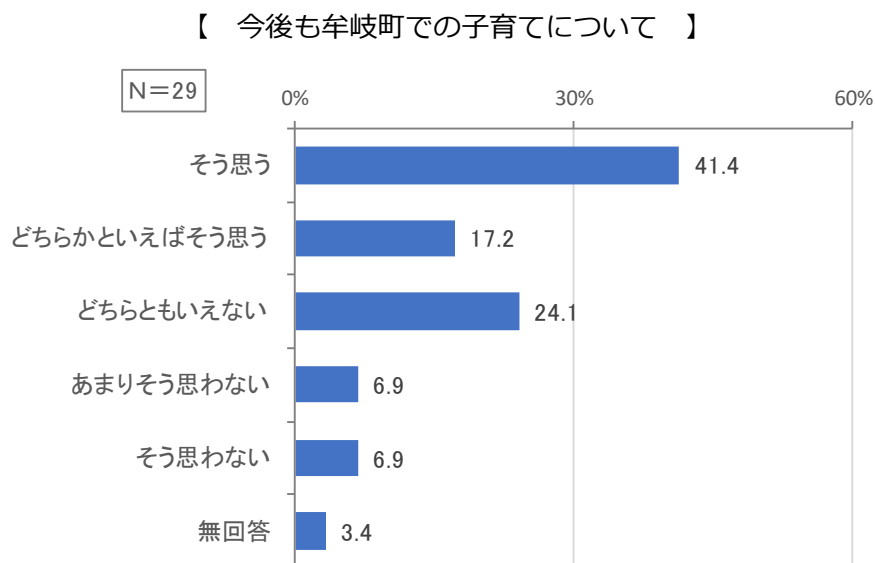
問21 牟岐町における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号1つに○をつけてください。

牟岐町における子育ての環境や支援の満足度は、「3. 満足度は普通」が 55.2%、次に「2. やや満足度が低い」と「1. 満足度が低い」がともに 17.2%、「4. やや満足度が高い」6.9%です。



問22 今後も牟岐町で子育てをしていきたいですか。（○は1つ）

今後も牟岐町で子育てをしていきたいは、「そう思う」が 41.4%、次に「どちらともいえない」24.1%、「どちらかといえばそう思う」17.2%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」がともに 6.9%です。





第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

時代を担う子どもが自分らしく健やかに成長していくための環境づくりや、将来親になる世代が希望をもって子どもを産み育てることのできる環境づくりを目指して、「子ども達の未来 健やかな成長を願って」を基本理念として、子ども子育て支援を推進してきました。

本計画においても、引き続きこの基本理念を掲げ、さらに住民の皆様と一緒に取り組んでいきます。また、今後の社会情勢の変化を注視し、牟岐町の特色を含め、必要に応じて適宜基本理念の見直しについても検討していきます。

基本理念



子ども達の未来 健やかな成長を願って

2. 基本的な視点

1. 子育て支援体制の強化

子どもを持ちたいと願う人から、妊娠・子育て中の人まで、誰もが安心して出産・子育てができ、子育てが楽しいと感じられるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を目指します。

2. 子育て家庭を取り巻く環境の変化への対応と総合的な支援

近年、世帯の小規模化、就労形態の多様化・不安定化に加え、子どもの貧困対策や外国につながる子どもの増加、不登校・引きこもりなど、悩みや不安を抱える家庭も多くなっています。こうした多様化する問題や環境を的確にとらえた対応を行うとともに、周囲の様々な支援を受けながら、子育てできるよう支援体制の強化に努めます。

3. 社会全体で子育てを支援します。

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し役割を果たすことができるよう、社会全体で子育てを支援していきます。

3. 基本目標

基本理念と基本的な視点に基づき、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標 1. 地域における子育て支援

共働き家庭の増加や核家族化などの影響により、近隣との関わりが希薄となり、身近に相談相手や支えてくれる人がおらず、子育てに不安や負担を感じている人が増えています。

子育て中の家庭を支援するため、認定こども園、小・中学校、ファミリー・サポート・センターなど子育てに関係する機関のネットワーク作りを推進するとともに、子育て中の保護者が子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長することができるよう、身近な地域で、人々とふれあい、学びあうことのできる機会の充実に努めます。

基本目標 2. 親と子の健康の確保の推進

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて一貫した保健サービスを提供でき、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、パパママ教室等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実に努めるとともに受診率向上に向け周知に努めます。

また、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を図り、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

基本目標 3. 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの促進

子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供等を行うとともに、共働き世帯における仕事と子育ての両立支援等を通じて、家族が子育てを大切にできる環境づくりへの取り組みを推進します。

また、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策を進めます。

4. 施策体系

基本理念:子ども達の未来 健やかな成長を願って

基本目標1:地域における子育て支援

基本目標2:親と子の健康の確保と推進

基本目標3:要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの促進

推進目標	推進施策
1. 子どもや親の健康の確保	○乳児健診、1歳6か月健診、3歳児健診 ○乳児先天性股関節脱臼検診、産後ママ☆プチ検診 ○乳幼児相談 ○4・5歳児健診 ○個別発達相談、個別教育相談 ○パパママ教室 ○はみがき講習会 ○家庭訪問事業 ○あそびの教室
2. 食育の推進	○乳幼児相談時栄養相談 ○乳幼児健診時栄養指導 ○食育劇 ○フードモデルの展開
3. 教育環境の充実	○総合的な学習の時間等における地域人材等の活用 ○生徒指導の充実 ○家庭・地域力の向上 ○中学校健康教室 ○スクールカウンセリング
4. 職業生活と家庭生活の両立	○男女共同参画意識の啓発
5. 支援が必要な子どもや保護者への取り組みの推進	○要保護児童対策協議会 ○虐待の予防と早期発見への取り組みの強化 ○障害福祉サービスの実施 ○認定こども園での障害児の受け入れ ○子育て中の外国人家庭への支援の充実
6. 子どもの貧困対策の推進	○子どもはぐくみ医療費助成事業 ○ひとり親家庭等医療費助成事業 ○児童手当支給事業 ○重度心身障害者医療費助成事業



第4章 基本施策の展開

1. 子どもや親の健康の確保

施策の方向性

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、妊婦や子育て中の保護者が気軽に相談・交流できる場を提供していきます。

No	事業名	事業の評価と今後の方針	担当課
1	乳児健診 1歳6か月健診 3歳児健診	乳児健診の受診率は80%～90%台を維持しています。受診者に対しては健診結果に基づき必要に応じて医療機関や相談事業につないでいます。 また健診未受診の理由を把握し、案内通知を行う等、次回受診ができるよう努めています。 今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
2	乳児先天性 股関節脱臼検診 産後ママ☆プチ 検診	乳児期の子どもを対象に、徳島赤十字ひのめ総合療育センター医師による診察と抱っこ指導を行っています。受診率は80%～90%台を維持しています。 また同日に、母についても簡易検診である産後ママ☆プチ検診を実施しています。 検診の結果に基づき必要に応じて医療機関につないでいるため、当該施策は有効であると評価できます。 今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
3	乳幼児相談	認定こども園に通っていない乳幼児期の子どもを対象に、月1回乳幼児相談を実施しており平均して10組程度の利用があります。 健診後の成長や発達の経過観察、個別の育児相談、栄養相談を実施することによるフォローを行っており、当該事業は有効であると評価できます。 今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
4	4・5歳児健診	医師と臨床心理士による集団あそびの観察や個別の問診を実施することにより発達の評価を行っています。受診率は90%～100%台を維持しています。 健診結果に基づき医療機関や個別発達相談事業につなぐ等フォローを行っており、当該施策は有効であると評価できます。 今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課

No	事業名	事業の評価と今後の方針	担当課
5	個別発達相談 個別教育相談	乳幼児や園児、保護者などを対象に、臨床心理士や巡回相談員等による個別の発達相談や発達検査等を行い、必要に応じて個別発達相談につなげているため、当該施策は有効であると評価できます。 今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
6	パパママ教室	3町合同により、妊婦とその家族に対して、助産師等による子どもを健やかに生み育てるための健康教育を行うと共に、地域の妊婦や産婦と交流を図っており参加者は10人程度となっています。 参加に対する声かけや事業の周知を行い、妊産婦との関わりの機会を増やし、教室への参加を促すことにより妊娠期～産後期のフォローを行うとともに3町での交流ができる場にもなっているため、当該事業は有効であると評価できます。 今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
7	はみがき講習会	歯科衛生士が、町内認定こども園・小学校に出向いて、歯や食事についての基礎知識を伝えるとともに、染め出しや歯磨き指導を行うことにより乳幼児期からの歯に対する健康意識を高める等、各年齢に応じた内容の講習会を実施しています。 今後も継続して事業を実施していくとともに、中学生に対するはみがき講習会を行っていきます。	健康生活課
8	家庭訪問事業	子育て支援や要保護児童家庭など、必要に応じて保健師等専門職による家庭訪問を行っています。 また、地域の母子保健推進員や児童民生委員に見守りや訪問を依頼し、地域と連携して支援が必要な家庭に対するフォローを行っていることから、当該事業は有効であると評価できます。 今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
9	あそびの教室	就学前の子どもを対象に、健診の結果や園からの相談、保護者の希望を踏まえて、あそびの教室につなげています。 発達検査の結果に基づき必要に応じて継続利用につなげ、就学までの発達のフォローを行っていることから、当該事業は有効であると評価できます。 今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課

2. 食育の推進

施策の方向性

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

リーフレット等を用いて食育の推進に努めます。

No	事業名	事業の評価と今後の方針	担当課
1	乳幼児相談時 栄養相談	月 1 回乳幼児相談を実施しており、10 組程度の利用があります。 健診後の成長・発達の経過観察や個別の育児相談・栄養相談を実施することによるフォローを行っており、当該事業は有効であると評価できることから、今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
2	乳幼児健診時 栄養指導	健診結果に基づき必要に応じて栄養・食生活指導を行っています。 子どもの食生活に関する理解を深めてもらう機会として役割を果たしていることから、今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
3	食育劇	幼児期から正しい食の知識を身に付けてもらうため、地域のヘルスメイトと協力し、保育園で食育劇を行っています。 幼児期に身に付けてもらいたい「食」についての知識を、毎年テーマを変え、子どもに分かりやすい内容での実施に努めています。 食の基礎ができる幼児期の子どもへの食育として有効であると評価できることから、今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
4	フードモデルの 展開	正しい食の知識と選択力を身に付けてもらうため、地域のヘルスメイトと協力し、飲物やお菓子等に含まれている糖分などを分かりやすく展示しています。 日頃の食生活を振り返り、正しい食の知識と選択力を身に付けてもらうため、有効な事業であると評価できることから、今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課

3. 教育環境の充実

施策の方向性

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を活かした教育活動を展開していきます。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化や、学校、家庭、地域及び関係機関との連携の強化に努めていきます。

No	事業名	事業の評価と今後の方針	担当課
1	総合的な学習の時間等における地域人材等の活用	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制をつくり、学校教育を一層充実させるとともに、地域の教育力の向上を図っています。子どもたちの見守り機能を更に発揮するため、主体的に地域の子どもの育ちに関わっていただくことが必要であることから、より多く、より幅広い層の地域住民や団体等の連携を図っていきます。	教育委員会
2	生徒指導の充実	子ども達の理解に基づいて各々の存在感を高めることを目的に積極的に行う生徒指導の機能を活かして、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めています。 今後も引き続き、生徒指導の充実に努めます。	教育委員会
3	家庭・地域力の向上	小学校・中学校のPTA等と連携し、各家庭での課題解決に向けた学習機会等を提供し、家庭教育力の向上を図ります。	教育委員会
4	中学校健康教室	思春期ふれあい体験事業や思春期講演会の機会を通して、思春期の心身の変化に対する正しい知識や対処法を伝えるとともに、相談できる場所や人の存在について気付いてもらう機会となっています。そのため、当該事業は思春期の健康教育について有効であると評価できることから、今後も継続して事業を実施していきます。	健康生活課
5	スクールカウンセリング	学校にスクールカウンセラーを配置し、小・中学生やその家族、担任などに対してカウンセリングを実施しています。個別に対応が必要な家庭には、保護者の相談に応じる等、保護者や児童が抱える悩みに寄り添うことができていることから、今後も継続して事業を実施していきます。	教育委員会

4. 職業生活と家庭生活の両立

施策の方向性

性別や年齢に関わりなく、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる社会の実現を目指し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の周知・啓発に努めます。

No	事業名	事業の評価と今後の方針	担当課
1	男女共同参画意識の啓発	国、県、関係機関等と連携を図り、啓発ポスターの掲示や窓口に周知チラシ等を設置し、広報を行っています。今後も引き続き、事業実施に努めます。	住民福祉課 教育委員会



5. 支援が必要な子どもや保護者への取り組みの推進

施策の方向性

子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門性の高い相談や深刻な相談にも対応できる相談体制及び情報提供の充実を図ります。

No	事業名	事業の評価と今後の方針	担当課
1	要保護児童対策協議会	児童虐待防止対策のため、年3回関係機関が集まり、要保護児童対策協議会の代表者会議及び実務者会議を行い、情報共有及び連携を強化に努め、児童虐待防止体制の充実を行っています。 今後も、現在の体制を維持し、より連携を強め児童虐待の防止及び早期発見に努めます。	住民福祉課 健康生活課
2	虐待の予防と早期発見への取り組みの強化	地域や関係機関との連携を密にし、虐待の予防と早期発見、適切な見守りや支援を行います。	住民福祉課 健康生活課
3	障害福祉サービスの実施	放課後等デイサービス、児童発達支援、相談支援の福祉サービスを利用することで一定の支援を果たしていることから、今後も継続して事業を実施し、支援等に対する周知、広報の充実を図っていきます。	住民福祉課
4	認定こども園での障害児の受け入れ	加配の保育士の支援により、障害児の受け入れを行っています。安全に保育園で生活できるよう支援体制は整っています。 今後も引き続き受け入れを行い、ニーズを把握し必要な支援に努めていきます。	住民福祉課
5	子育て中の外国人家庭への支援の充実	子育て中の外国人家庭は、生活に必要な日本語の習得が困難な幼児もいると思われます。 そのため、一人ひとりの実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫等、関係機関が連携して行っていきます。	住民福祉課

6. 子どもの貧困対策の推進

施策の方向性

生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめ、不登校といった困難な状況に直面している子どもをなくすため、「子どもの貧困対策に関する大綱」及び徳島県の子どもの貧困対策に沿って、子どもが健やかに育成される環境整備を推進します。

No	事業名	事業の評価と今後の方針	担当課
1	子どもはぐくみ医療費助成事業	町内に住所のある高校修了までの子どもを養育する者に対し、保険診療の自己負担額（一部負担金）を助成し、経済的にも安心して医療機関にかかるよう事業を推進しています。 平成 28 年に対象者を中学生までから高校生までに対象者を拡大し、保護者の経済的負担を図りました。今後も引き続き、事業を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。	住民福祉課
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	18 歳の年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父・母又は児童の医療費を助成します。 平成 28 年には子どもの通院に係る医療費を助成対象に加えました。入院時の自己負担額がないという点で経済的負担の軽減を図っています。 今後も引き続き、事業を実施し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。	住民福祉課
3	児童手当支給事業	児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図っています。 今後も引き続き事業を実施し、家庭における生活の安定、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に努めます。	住民福祉課
4	重度心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A または療育手帳 B（中度）と身体障害者手帳両方の所持者の方に対し、医療費の助成を行っています。 今後も引き続き事業を実施し、重度心身障害者の健康管理の向上、生活の安定と福祉の推進に努めます。	住民福祉課



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

本計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが「子ども・子育て支援法（第61条第2項）」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめこまやかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。

本町では、第一期計画と同様に、町内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全町1地区と設定します。

2. 子どもの将来推計

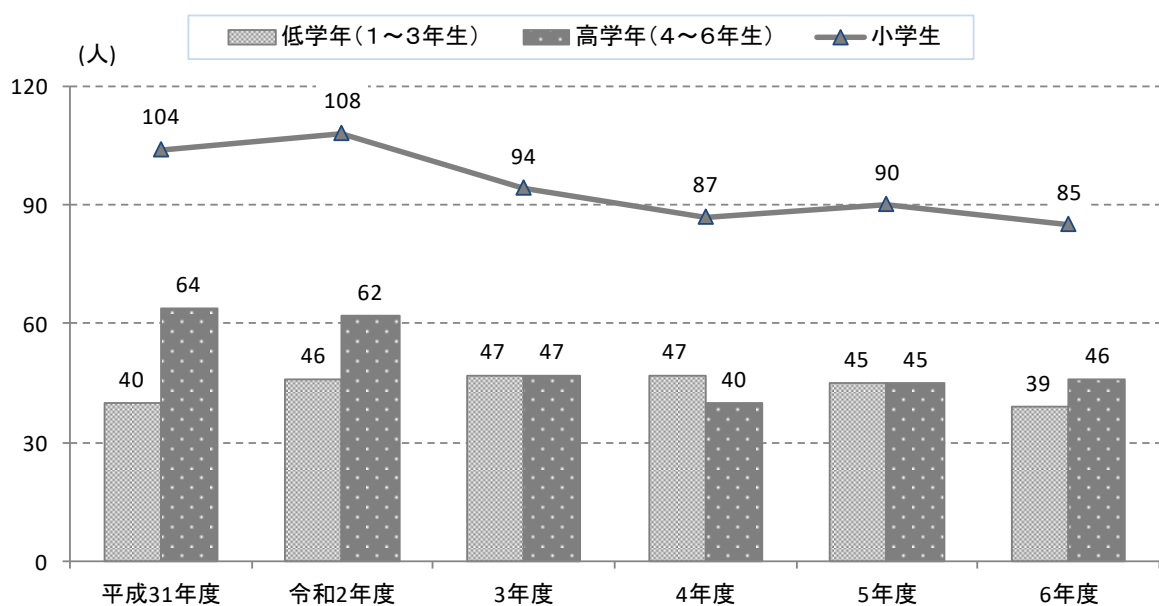
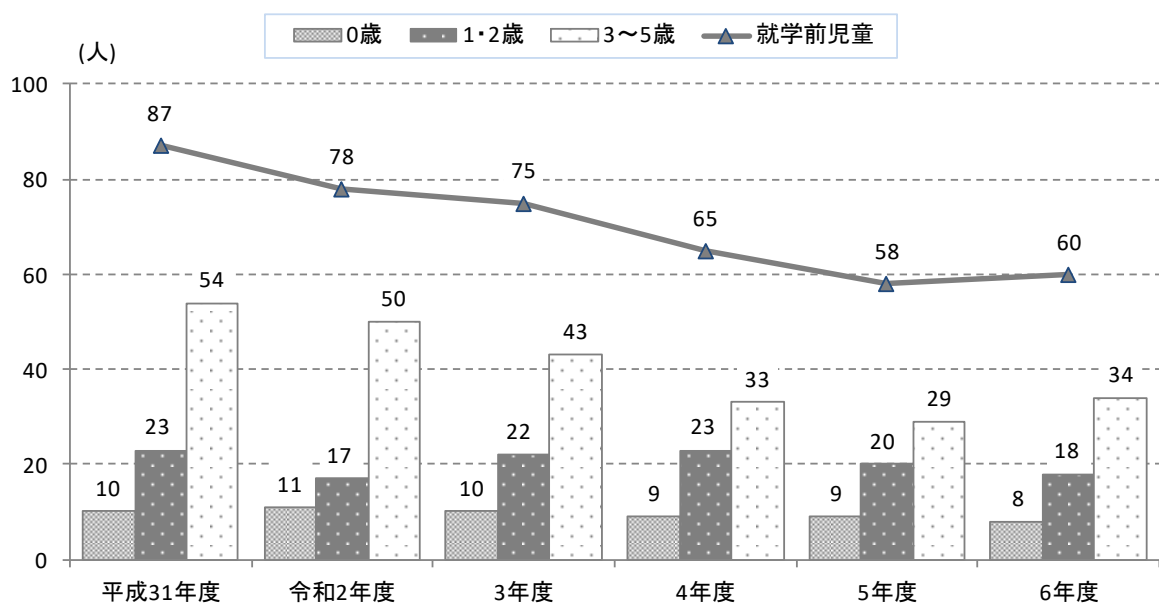
計画期間における0～11歳の子どもの人口は、過去5年（平成27年～31年、各年4月1日現在）の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法※により推計を行った結果、就学前児童数は平成31年現在の87人から令和6年には60人と減少傾向で推移し、小学校児童数は平成31年現在の104人から令和6年には85人と減少傾向で推移する見込みとなっています。

※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

年齢	平成31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
0歳	10	11	10	9	9	8
1歳	7	10	12	11	9	9
2歳	16	7	10	12	11	9
3歳	19	16	7	10	12	11
4歳	15	20	17	7	10	13
5歳	20	14	19	16	7	10
6歳	16	18	13	17	15	7
7歳	12	16	18	13	17	15
8歳	12	12	16	17	13	17
9歳	22	12	12	16	17	13
10歳	27	23	12	12	16	17
11歳	15	27	23	12	12	16

	平成 31 年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
就学前児童	87	78	75	65	58	60
0 歳	10	11	10	9	9	8
1・2 歳	23	17	22	23	20	18
3～5 歳	54	50	43	33	29	34
小学生	104	108	94	87	90	85
低学年 (1～3年生)	40	46	47	47	45	39
高学年 (4～6年生)	64	62	47	40	45	46



3. 教育・保育事業の推進

量の見込みに対し、現在の提供体制（認定こども園 牟岐保育園）で十分確保できる見通しとなりますが、社会問題にもなっている保育士不足は深刻であり、本町においても顕著となっていることから保育士の確保に努めていきます。

(1) 1号認定の量の見込みと確保方策

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人)	11	9	7	6	7
②確保方策(人)	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設(人)	15	15	15	15	15
自市町村分(人)	15	15	15	15	15
他市町村分(人)	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園(人)	0	0	0	0	0
幼稚園＋預かり保育(人)	0	0	0	0	0
②－①	4	6	8	9	8

(2) 2号認定（保育ニーズ）の量の見込みと確保方策

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人)	41	36	27	24	28
②確保方策(人)	75	75	75	75	75
特定・教育保育施設(人)	75	75	75	75	75
自市町村分(人)	75	75	75	75	75
他市町村分(人)	0	0	0	0	0
幼稚園＋預かり保育(人)	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(人)	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①	34	39	48	51	47



(3) 3号認定の量の見込みと確保方策

	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳
①量の見込み(人)	8	1	11	1	11	1	10	1	9	1
②確保方策(人)	34	6	34	6	34	6	34	6	34	6
特定教育・保育施設(人)	34	6	34	6	34	6	34	6	34	6
自市町村分(人)	34	6	34	6	34	6	34	6	34	6
他市町村分(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	26	5	23	5	23	5	24	5	25	5

4. 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

本町ではこれまで事業を実施しておらず、今後行う予定は今のところありませんが、ニーズ等に応じて事業実施を検討していきます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(か所)	0	0	0	0	0
②確保方策(か所)	0	0	0	0	0
利用者支援事業(か所)	0	0	0	0	0
基本・特定型(か所)	0	0	0	0	0
母子保健型(か所)	0	0	0	0	0
その他(か所)	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

認定こども園 牟岐保育園の中の保育室で開かれている牟岐町子育て支援センター「あそびの広場」では、入園前の親子等を対象に、保育士2名が常勤し、保護者からの子育てに関する相談対応や、イベント等を開催し、保護者同士の交流に努めています。

今後も関係機関との連携を密にし、親同士の交流の場として、また子育て支援の拠点としての機能をもつような環境に整備していきます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人回)	960	1,092	1,092	996	888
②確保方策(か所)	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業(か所)	1	1	1	1	1
その他(か所)	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るための健康診査として妊娠週数に応じた問診や診察等による健康状態の把握と妊娠期間中の適時に必要に合わせた医学的検査を実施する事業となっています。

今後も継続して事業を実施し、より一層関係機関との連携を密にし、実施体制の整備に努めます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人)	17	16	14	14	12
量の見込み(人回)	204	192	168	168	144
②確保方策	実施体制 有	実施体制 有	実施体制 有	実施体制 有	実施体制 有

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐため、すべての乳児のいる家庭を訪問し、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的に実施しています。

今後も継続して事業を実施し、より一層関係機関との連携を密にし、実施体制の整備に努めます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人)	11	10	9	9	8
②確保方策	実施体制 有	実施体制 有	実施体制 有	実施体制 有	実施体制 有

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保しています。

今後も継続して事業を実施し、より一層関係機関との連携を密にし、実施体制の整備に努めます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人)	4	3	3	3	3
②確保方策	実施体制 有	実施体制 有	実施体制 有	実施体制 有	実施体制 有

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

たちばな学苑・宝田寮・徳島赤十字乳児院と連携し、保護者の病気、疲労、経済的な理由等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、母子の養育・保護を行っています。

平成27年度～平成31年3月現在まで利用実績はありませんが、今後、児童虐待相談等から保護者の育児疲れや育児不安などの事由により、本事業の活用が想定されることから、引き続き利用可能な体制整備に努めます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策	延人数(人日)	0	0	0	0
	施設数(か所)	3	3	3	3



(7) ファミリー・サポート・センター事業

子育てに関し、「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助を行いたい方（提供会員）」を会員として登録し、子育て中の家族が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、相互援助活動を行う事業です。

本事業における量の見込みは0人日となりますが、今後も継続して事業を実施し、より一層関係機関との連携を密にし、実施体制の整備に努めます。

■育児をお願いしたい人（依頼会員）

牟岐町に在住しているか、牟岐町の事業所に勤務している人で、中学校3年生までの子どもの保育を受けたい人。

■育児を応援したい人（提供会員）

牟岐町に在住の人。心身ともに健康で、自宅で子どもを預かれる人。資格・経験は問いませんが、センターの実施する講習会に参加していただきます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策(人日)	30	30	30	30	30
施設数(か所)	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園等の在園児を対象とした一時預かりについては、育児をしている保護者の勤務形態、病気、介護、妊娠、出産等、さまざまな理由により家庭での保育が困難な場合に限り特別保育を実施する事業です。

本事業における量の見込みは0人日となりますが、今後も継続して事業を実施し、より一層関係機関との連携を密にし、実施体制の整備に努めます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
1号認定(人日)	0	0	0	0	0
2号認定(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策(延人数)	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者の就労や、傷病・入院・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に保育所などで保育を行う事業です。

現在は、里帰り出産時の利用にとどまっている状況となっていますが、今後も継続して事業を実施し、より一層関係機関との連携を密にし、実施体制の整備に努めます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人日)	60	60	60	60	60
②確保方策(人日)	60	60	60	60	60
②－①	0	0	0	0	0

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

牟岐保育園では現在 18 時まで開所しており、延長保育事業については実施していませんが、ニーズ等に応じて事業実施を検討していきます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策(人日)	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

保育所等に入所中の児童が病気の回復期（いまだ病気の回復に至らない状態を含む）にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に施設で預かり、保育を行う事業です。

現在、ファミリー・サポート・センターで対応していますが、提供会員側の都合等もあり十分な対応は行えていない現状となっていることから、医療機関等と連携し、今後の実施体制の確保に努めます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策	3	3	3	3	3
病児保育事業(人日)	0	0	0	0	0
ファミサポ(病児・緊急対応)	3	3	3	3	3
②－①	3	3	3	3	3

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現在本町では、事業を実施していませんが、代わりに放課後対策事業（おひさまスクール）を実施し、利用ニーズに対応をしています。今後、事業を実施する予定はありませんが、国や県の動向、ニーズ等に応じて事業実施を検討していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在事業は実施していませんが、国や県及び近隣市町村の動向を踏まえるとともに、町民ニーズ等を把握しながら検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

5. 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域の方々の参画を得て、すべての子どもを対象に、学習や様々な体験・活動などを行う事業（放課後子ども教室）の整備等について検討していきます。

牟岐町放課後対策事業（おひさまスクール）を放課後児童クラブとして実施するかについては時点では未定となりますが、今後も小学生の放課後の居場所として牟岐町放課後対策事業・放課後子ども教室の実施を継続していきます。

(1) おひさまスクールについて

小学校に通う留守番家庭児童を対象とした放課後の居場所を確保するため、牟岐町放課後対策事業「おひさまスクール」を実施しています。

今後も継続して実施し、ニーズに対応していきます。

■おひさまスクールの目標事業量

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者数(延人数)	2,951	2,568	2,377	2,459	2,322
定員(人)／月	70	70	70	70	70
施設数(か所)	1	1	1	1	1

(2) 小学校の余裕教室等の活用について

余裕教室等の使用計画や活用状況等について、住民福祉課と教育委員会が連携を図り、余裕教室の活用のほか、学校施設の一時的な利用等について検討を行います。

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応について

児童の発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身状態の把握に努めながら、個々の特性を踏まえた支援に努めます。

(4) 開所時間の延長にかかる取り組みの検討

ニーズの把握に努め、必要に応じて開所時間延長に向けた協議、検討を行います。

(5) 利用者や地域住民への周知

おひさまスクールでの様子を日常的に保護者に伝える等、家庭との情報共有に努めるとともに、信頼関係を構築していきます。

また、学校等との情報交換、情報共有、職員同士の交流等を行い、児童の健全育成を図ります。

6. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

平成 25 年 2 月に「徳島県産のすぎ・ひのきをふんだんに使用した」認定こども園牟岐保育園が完成し、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、子育て家庭を対象に相談や親子の集いの場の提供など子育て支援しています。

(2) 質の高い教育・保育の提供について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、先進地の事例研究や幼稚園教諭と保育士の合同研修のあり方等の検討を進めていきます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育の質の向上を図ります。

(3) 保小中連携の取り組みの推進について

今後も引き続き「夢と志を持った逞しい子どもの育成」を目指した、牟岐町保・小・中一貫教育を推進していきます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、徳島県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年 4 回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、徳島県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、徳島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。



第6章 計画の推進体制

1. 関係機関等との連携強化

計画の推進にあたり、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら、子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制の充実に努めます。

2. 計画の周知

地域社会全体で子育てを支援するためには、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体等の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、さまざまな広報媒体を活用して広く周知します。

3. 計画の進捗管理

この計画（Plan）が実効のあるものにするためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進捗管理が重要となります。

このため、計画策定の審議にあたった「牟岐町子ども・子育て会議」が今後も毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、それに対する意見を関係機関や団体等から得ながら、必要に応じて専門家による支援及び意見を取り入れつつ、適時取り組みの見直しを行っていきます。

資料編

1. 牟岐町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項を審議するため、牟岐町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所管事務)

第2条 子育て会議の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は委員15名以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に関し見識を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、子育て会議の会務を総括し、子育て会議を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、必要に応じ委員長が収集し、議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 牟岐町子ども・子育て会議委員名簿

所属	氏名	備考
牟岐町議会 行政常任委員会 委員長	檜谷千重子	
牟岐町民生委員協議会 会長	福岡久美子	
牟岐小学校PTA 会長	大谷 一	
牟岐保育園保護者会 会長	加島由賀	
牟岐町教育委員会 教育長	峯野高明	
牟岐町商工会 会長	横尾政明	
牟岐町民生委員協議会 主任児童委員	小林留美子	
牟岐町民生委員協議会 主任児童委員	木村千尋	
牟岐町保健師	江本洋子	
牟岐保育園 園長	大柳戸ゆきえ	
牟岐町住民福祉課 課長	海部孝治	

牟岐町
第2期 子ども子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発 行 牟岐町役場

〒775-8570

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4

編 集 住民福祉課 (電話：0884-72-3416)

